

## 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施のため必要な内規の改正とこれらに対する意見募集の結果について（案）

令和 2 年 3 月 30 日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

新たな検査制度（原子力規制検査）のため必要だが未制定の内規のうち、法定又は任意の意見募集が必要なもの（前者は審査基準、後者は審査に関する考え方）について、令和元年 12 月 25 日の第 50 回原子力規制委員会での了承に基づき意見公募手続を実施した。当該意見募集の実施結果を以下に示す。

### 2. 意見募集の実施結果

#### （1）意見募集の対象

- ① 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準
- ② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方
- ③ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方
- ④ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方
- ⑤ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方

（2）意見募集の期間：令和元年 12 月 26 日から令和 2 年 1 月 24 日までの 30 日間

（3）意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び F A X

（4）御意見数<sup>1</sup>：審査基準 7 件、審査に関する考え方 2 件

（5）提出意見及びこれに対する考え方は、別紙 1 のとおりとしたい。

改正案等について、寄せられた意見を参考に、記載内容の明確化や整合性の確保等のための修正を行った。

### 3. 内規類の決定

上記 2. に掲げる内規類について、別紙 2 のとおり一部改正したい。

なお、意見募集実施時からの変更点は赤文字で示している。

これらの内規類は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の原子力規制検査関係部分の施行期日に合わせ、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

<sup>1</sup> 総務省が実施する行政手続法の施行状況調査で指定された算出方法に基づくもので、別紙にある意見の数とは一致しない。

(添付資料)

別紙1 提出意見とこれに対する考え方(案)

別紙2 今回の決定の対象とする内規類の一部改正案

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

別紙1

### 1. 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	「3. 審査の基準」の「1. 基本的考え方」のうち、「試験研究用等原子炉施設の廃止措置」に対する考え方として、試験研究用等原子炉施設は、原子炉の型式及び出力、施設の耐震重要度分類又は安全機能の重要度分類、施設が周辺公衆に与える放射線の影響、運転年数、経年変化の傾向その他の施設の特性を総合的に勘案する必要がある旨を明記してはどうか。	今般の改正は、原子力規制検査の実施に向けて必要な整備を行うためのものであるため、御指摘の箇所については、原案のとおりとします。他方、廃止措置計画の認可の基準については、別途見直しを検討しており、御指摘の点に関しては、この見直しと併せて検討することとします。
2	・5ページの改正後欄の最下行から上に2行目「原子炉施設」は「原子炉」と記載したほうが良いと思います。許可は「原子炉の設置」に係るものだから。	御指摘のとおり修正します。
3	<該当箇所>7頁15行目 <内容> ●「重大事故対策設備」から「重大事故等対処設備」に変更した理由を確認したい。	法令上は、重大事故等対処設備であるため、法令上の文言と整合させたものです。意味する内容を変えているものではありません。
4	<該当箇所>8頁 ローマ数字3. 2. (3) <内容> 廃止措置計画の認可を受けているプラントが、廃止措置計画の記載事項の変更を伴う、性能維持施設の改造を実施する際は、別表1の対象設備であったとしても、設工認の手続きは不要であり、廃止措置計画の変更の認可をもって工事をすることができるという理解でよいか。 例えば、廃止措置計画の認可を受けているプラントが、性能維持施設である燃料プール冷却ポンプを撤去し、仕様の異なるポンプを設置する際は、位置、構造及び性能が変更になるため、廃止措置計画に記載した内容を変更するとともに、設計および工事の方法に関することも記載したうえで、廃止措置計画の変更の認可申請をし、認可を得れば性能維持施設の改造工事をすることができるという理解でよいか。この際、設工認の手続きは不要という理解でよいか。  【関連する規定】 (2)で選定された性能維持施設について、それぞれ位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。また、ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに維持すべき水準が示されていること。	御指摘のとおり、廃止措置計画の認可を既に受けているプラントの性能維持施設の改造については、原則、設工認の手続は不要であり、工事の内容に応じ、廃止措置計画の変更等の手続を行うことにより工事を行うことが可能と考えていますが、具体的な内容により、個別に判断することになります。 なお、廃止措置審査基準のⅢ. 2. (3)の記載については、各規則において定める廃止措置計画の記載事項としての「性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」として定めるべき内容を定めているものであり、設工認手続の要否を定めているものではありません。また、今回の改正によりこれまでの運用を変更するものでもありません。
5	<該当箇所>8頁 ローマ数字3. 2. (3) <内容>	御指摘のとおり、廃止措置計画の認可を既に受けているプラントの性能維持施設を同一仕様の設備に取り替える場合におい

	<p>廃止措置計画の認可を受けているプラントが、廃止措置計画の記載事項の変更を伴わない、同一仕様の設備に取り替えを実施する場合、廃止措置計画の手続き不要で工事をする事ができるという理解でよいか。</p> <p>【関連する規定】  (2)で選定された性能維持施設について、それぞれ位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。また、ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに維持すべき水準が示されていること。</p>	<p>て、廃止措置計画の記載内容の変更が伴わなければ、原則、廃止計画の変更手続は不要と考えています。</p>
6	<p>&lt;該当箇所&gt; 8頁 ローマ数字3. 2. (3)  &lt;内容&gt;  廃止措置計画の認可を受けているプラントについて、  廃止措置計画の記載事項の変更を伴う、性能維持施設の改造を実施する際は、別表1の対象設備であったとしても、設工認の手続きは不要であり、廃止措置計画の変更の認可をもって工事をする事ができるという理解でよく、  廃止措置計画の記載事項の変更を伴わない、同一仕様の設備に取り替えを実施する場合、廃止措置計画の手続き不要で工事をする事ができるという理解でよい場合、  廃止措置計画のとおりであることの検査は、使用前事業者検査としてではなく、機器を使用する前に自主的な検査を実施すればよいという理解でよいか。</p>	<p>御質問の前段部分については、上記4及び5で示した考え方を参照してください。  後段部分については、性能維持施設の改造を行う場合には、原子炉等規制法及び各事業規則の規定に従って、定期事業者検査を実施してください。</p>
7	<p>・8ページの改正後欄の(3)の4行目「選定」は「設定」と記載したほうが良いと思います。同(2)の9行目の「設定」と同様に。</p>	<p>2.(3)の4行目の「選定」は、2.(2)の11行目の「選定された具体的な設備」を受けて記載しているものであるため、原案のとおりとします。</p>
8	<p>&lt;該当箇所&gt; 8頁 22行目  &lt;内容&gt;  「また、ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに維持すべき水準が示されていること。」の「水準」とは、例えば「既許認可で示した性能が維持されていることを〇〇により確認する」のような記載内容を想定しているのか、具体的な考え方を解釈に定めてほしい。</p>	<p>御指摘の「水準」については、性能維持施設が求められる性能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（例えば、実用炉別表第二中欄の設備別記載事項に示しているもののうち、当該施設・設備が有する安全機能を担保するための容量、処理能力、寸法等）を意味しており、この必要な仕様等を具体的に記載することを求めています。したがって、その趣旨が明確となるよう「性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（以下単に「必要な仕様等」という。）が示されていること」と修正し、これに併せて研究開発段階発電用原子炉の記載についても「発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法により性能維持施設を維持すること、必要な仕様等を満たすこと等が示されていること。」に修正します。</p>

		<p>なお、ここで記載した仕様等が、性能維持施設を維持すべき水準となるため、保全活動についてもこの仕様等を踏まえて実施することとなります。</p>
9	<p>&lt;該当箇所&gt; 8頁 後ろから1、2行 &lt;内容&gt; 「ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに維持すべき水準が示されていること。」のうち「維持すべき水準」について、「水準」の定義が不明確なので、「維持すべき性能」とすべきである。</p>	<p>上記8で示した考え方をご参照ください。</p>
10	<p>&lt;該当箇所&gt; 8頁 2行目 &lt;内容&gt; ● 「性能維持施設が維持すべき機能ごとに維持すべき水準が示されていること。」とあるが、「水準」とは何かを確認したい。</p>	<p>上記8で示した考え方をご参照ください。</p>
11	<p>8ページ 2.(3) 性能維持施設ごとに維持すべき水準の記載が求められている点につきまして、確認したい点があります。 ・段階に応じて対象設備や要求事項・水準が変更となる場合、記載は、どのような内容、項目、程度を求めるのでしょうか。 ・それらの記載は、添付資料に記載・説明することでも良いのでしょうか。</p>	<p>性能維持施設は、廃止措置の段階に応じて変わり得るものであることから、廃止措置の段階に応じて対象設備やこれに係る記載事項が変更となる場合は、廃止措置計画の変更認可手続を行う必要があります。 なお、廃止措置計画の本文及び添付書類で記載する内容については審査基準に示したとおりです。</p>
12	<p>・9ページの改正後欄の2行目「解体」は「解体撤去」と記載したほうが良いと思います。6ページの11行目等の「解体撤去」と同様に。</p>	<p>それぞれの文脈に応じ分かりやすさの観点から書き分けたものであり、原案のとおりとします。</p>
13	<p>審査の基準 2. 申請書記載事項に対する審査基準 (3) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間 に示された、 「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備を導入する場合においては、当該施設又は設備の設計及び工事の方法にすることが示されていること。」という記載については、 「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備を導入する場合において、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点からその施設又は設備の性能を維持する必要がある場合は、当該施設又は設備の設計及び工事の方法にすることが示されていること。」に修正すべきである。</p> <p><b>【理由】</b> 「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備」(以下「専ら設備」) と言っても、その性質は設備が担う機能によって異なる。現状、専ら設備の定義が不明確なため、例えば、性能維持施設のように線量の抑制や低減機能を持つ設備</p>	<p>御指摘の「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備」については、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点に限らず、原子力安全の観点から廃止措置を適切に実施していくために必要となる施設又は設備であって、廃止措置のために新たに設置したものと考えていますので、その趣旨が明確となるよう「公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備」と修正します。 これらの専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備は、原子力安全の観点から必要となる施設又は設備となるため、原則として性能維持施設として位置付けられるものと考えています。 例えば、もんじゅにおける2次冷却材ナトリウム一時保安用タンクのように廃止措置となった施設の特徴を踏まえ廃止措置</p>

	<p>であっても、ただの工事資機材であっても、新しく導入する設備はすべて専ら設備となる。この状況で、審査基準案の記載に従えば、すべての専ら設備について、設計及び工事の方法に関することの記載が必要となる。</p> <p>一方で、廃止措置段階においては性能維持施設についてのみ「技術基準規則の規程に依らない場合、その根拠を記載する（審査基準抜粋）」という要求が残っている。これに鑑みれば、「設計及び工事の方法に関することが示されていること」が必要なのは、線量の抑制又は低減の機能を持つような設備に限定すべきである。</p>	<p>のために必要となる設備は、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備となり得ます。また、発電用原子炉施設において、共用中であれば工事計画認可等の手続きが必要になると考えられるものであって、廃止措置に必要な設備も同様に廃止措置で使用するために導入する施設又は設備となり得ます。このような、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備については、廃止措置段階で求められる機能維持の必要性を判断した上で、廃止措置計画の変更手続を行うことにより性能維持施設として位置づける必要があると考えています。</p> <p>なお、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備の考え方は上記のとおりですが、個別施設において具体的にどのような施設又は設備が該当するかは、廃止措置計画の審査で確認していきます。</p>
1 4	<p>&lt;該当箇所&gt; 9頁 ローマ数字3. 2. (3) &lt;内容&gt; 以下の記載があるが、「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備」とは性能維持施設であり、「廃止措置を実施するうえで公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から安全確保上必要な設備」に該当する施設又は設備と理解しているが、その理解でよいか。</p> <p><b>【関連する規定】</b> また、原子炉施設を解体する工事を実施するに当たって、専ら廃止措置のために使用する施設又は設備を導入する場合には、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することが示されていること。</p>	<p>上記1 3で示した考え方を参照してください。</p>
1 5	<p>&lt;該当箇所&gt; 9頁 2から5行目 &lt;内容&gt; 「また、原子炉施設を解体する工事を実施するに当たって、専ら廃止措置のために使用する施設又は設備を導入する場合には、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することが示されていること。」については、設計及び工事の方法を記載すべき施設又は設備を明確にするため、「また、原子炉施設を解体する工事を実施するに当たって、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、専ら廃止措置のために使用する施設又は設備を導入する場合には、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することが示されていること。」とすべきである。</p>	<p>上記1 3で示した考え方を参照してください。</p>
1 6	<p>&lt;該当箇所&gt; 9頁 2行目 &lt;内容&gt;</p>	<p>上記1 3で示した考え方を参照してください。</p>

	<p>●「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備」の導入について記載されているが、「専ら設備」について確認したい。</p> <p>「廃止措置を実施するために、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、安全確保上必要な設備」に該当する施設又は設備、という理解でよいでしょうか。</p>	
17	<p>9ページ 2.(3) 上から2行目</p> <p>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間において、必要事項を記載すべき設備は(2)で選定された設備に加えて、専ら廃止措置のために使用する施設又は設備を導入するものであり、その設備は多様なものが考えられますが、(2)で選定された設備の考え方に従い公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から必要な設備のみを対象として記載することで良いでしょうか。</p>	<p>上記13で示した考え方を参照してください。</p>
18	<p>&lt;該当箇所&gt;9頁 2行目</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>「また、原子炉施設を解体する工事を実施するに当たって、専ら廃止のために使用する施設又は設備を導入する場合には、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することが示されていること。」とあるが、令和元年12月25日に「廃止措置段階の試験研究用原子炉施設における設備の設置、改造等の工事に係る許認可の考え方について」が原子力規制庁から示されたため、これと整合するよう「設備の設置、改造等の工事」に係る内容も追記すべきである。</p>	<p>御指摘の令和元年12月25日第50回原子力規制委員会資料7において原子力規制庁が示した考え方は廃止措置中の試験研究用等原子炉施設における施設の維持管理目的の機器の交換に係る手続の合理化について説明したものであり、直接の関係はありません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
19	<p>&lt;該当箇所&gt;9頁2行目</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>●廃止措置計画の認可を受けたプラントが、廃止措置計画の記載事項の変更を伴う、性能維持施設の改造を実施する場合、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一の工事であったとしても、「設計及び工事計画の認可及び届出」の手続きは不要であり、廃止措置計画の変更の認可をもって工事を実施することができる、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>
20	<p>&lt;該当箇所&gt;9頁2行目</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>●廃止措置計画の認可を受けたプラントが、廃止措置計画の記載事項の変更を伴わない、性能維持施設の取替(同一仕様の設備)を実施する場合、廃止措置計画の変更の手続き不要で工事を実施することができる、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>上記5で示した考え方を参照してください。</p>
21	<p>&lt;該当箇所&gt;9頁2行目</p> <p>&lt;内容&gt;</p>	<p>御指摘のとおり、廃止措置計画に記載のない設備の改造や取替等の工事について、その工事が性能維持施設の性能等への影</p>

	<p>●既設の設備において、廃止措置計画に記載のない設備の工事を実施する場合、廃止措置計画の変更の手続き不要で工事を実施することができる、という理解でよいでしょうか。</p> <p>例1：制御用空気系統配管の材質変更  例2：制御用空気系統における号機間の連絡配管の追設  例3：自主的に維持しているポンプの小容量化</p>	<p>響がないものであれば、廃止措置計画の変更手続きは不要と考えています。</p>
2 2	<p>8 ページ 2. (3) の記載内容に関連します。</p> <p>今後、性能維持施設等に工事の計画が発生した場合、それが設工認マターとなるかどうかの判断が必要になると考えます。</p> <p>本件についての小職の理解は、これまでのパブコメ回答などから、当該の工事について廃止措置計画に記載することにより、設工認の手続きにはならないと考えていますが、審査基準において、その扱いを明確化しておいた方が良く考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>
2 3	<p>9 ページ 2. (3) 上から2行目</p> <p>専ら廃止措置のために使用する施設・設備の記載について2点確認があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止措置の進捗に伴い、専ら設備が追加になる場合は、その都度本文に記載した変更申請が求められるという理解で良いか。</li> <li>・その際、発生する工事の設計・工事方法等についての記載をすることにより、設工認にはならないという理解で良いか。</li> </ul>	<p>廃止措置の進捗に伴い、<b>専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備</b>が追加となる場合には、その都度、廃止措置計画の変更手続きが必要となります。専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備については、工事計画の認可及び届出の対象としておらず、廃止措置計画の審査の中で具体的内容を確認することとなります。</p>
2 4	<p>9 ページ 2. (3) 上から2行目</p> <p>専ら廃止措置のために使用する施設・設備についての本文への記載について、確認・意見があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら設備は、多様なものになり得ますが、廃止措置計画のどこに記載するかについて、設備の多様性も考慮に入れた明確化が必要と考えますが、いかがでしょうか。なぜなら、記載する場所により、少なくとも性能維持施設として扱われるのか(=定事検対象となるのか)に係り、それは設備の維持方法にも拘わります。事業者のリソース増減に係る問題です。</li> <li>・本文六又は七に記載するものは、廃止措置対象施設の安全に関係する、あるいは公衆被ばくに影響があるものに限定すべきと考えます。もし、この点が明確にならないのであれば、事業者の判断により、記載場所の扱いについても記載しても良いでしょうか。</li> </ul>	<p>上記13で示した考え方を参照してください。</p>
2 5	<p>9 ページ 2. (3)</p> <p>専ら廃止措置のために使用する施設・設備についての本文記載要求について、次のような懸念・意見があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら設備の導入に当たっては、競争入札等を活用した調達管理により、廃</li> </ul>	<p>公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点に限らず、原子力安全の観点から廃止措置を適切に進めるために必要となる施設又は設備が、審査基準で定める「専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備」となりま</p>

	<p>止措置の合理化につなげたいと考えていますが、そのような場合、廃止措置計画の変更申請手続きの時点では、設備仕様の詳細まで詰まっていないことも想定されます。専ら設備についての設計に関する記載は、添付とし、詳細が決まってから添付の部分を届出とするような仕組みにできないでしょうか。事業者側がいくら合理化を進めようとしても、手続きによっては全く意味がなくなってしまう。</p>	<p>すので、廃止措置計画においてその設計や工事の方法を確認する必要があると考えており、その記載の程度は、供用中の施設における工事の計画（試験研究炉にあっては設計及び工事の方法）と同程度の内容を想定しています。</p> <p>なお、個別施設における具体的内容については、廃止措置計画の審査で確認していきます。</p>
26	<p>&lt;該当箇所&gt; 9頁 6行目 &lt;内容&gt; 「研究開発段階発電用原子炉にあっては、(2)で選定された性能維持施設について、技術上の基準により難しい特別の事情がある場合は、当該事情を明らかにするとともに、発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法及び水準により性能維持施設を維持すること等が示されていること。」については、研究開発段階発電用原子炉に関する救済規定であり、試験研究用等原子炉施設についても「技術上の基準により難しい特別の事情」が発生する可能性があるため追記するべきである。</p>	<p>試験研究用等原子炉施設については「技術上の基準により難しい特別の事情」は具体的に想定されません。また、この規定は開発炉規則第111条第1項第7号において、申請書記載事項として「性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難しい特別の事情がある場合はその内容」を要求していることを踏まえたものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
27	<p>・9ページの改正後欄の7行目「技術上の基準」は、何を指しているのですか？</p>	<p>御指摘の「技術上の基準」は、研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定める基準を指します。上記26に示した考え方も併せて参照してください。</p>
28	<p>&lt;該当箇所&gt; 9頁 8から10行目 &lt;内容&gt; 「発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法及び水準により性能維持施設を維持すること等が示されていること。」のうち「適切な方法及び水準」は「水準」の定義が不明確なので、「適切な方法」とすべきである。</p>	<p>上記8で示した考え方を参照してください。</p>
29	<p>&lt;該当箇所&gt; 10頁 4行目 &lt;内容&gt; 該当箇所「公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置対象施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、立案された核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置との関係において、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という。）」に対し、2. 申請書記載事項に対する審査基準（1）解体対象となる施設及びその解体の方法2）解体の方法では「廃止措置の進捗に応じて、保安のために必要な原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の処理等に関する措置が講じられる必要がある。」としており、記載に不整合がある。 廃止措置においては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は</p>	<p>各規則において「性能維持施設」は「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」（実用炉規則第115条の2等）と規定しており、規則と整合させた記載としているため原案のとおりとします。</p> <p>なお、御指摘の2.（1）2）の解体の方法で記載している内容については、廃止措置を行ううえでの一般的な考え方を記載しているものであり、この考え方を前提に、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点に限らず、原子力安全の観点から廃止措置を適切に進めるために必要となる施設又は設備を性能維持施設として定めることとなることから、整合はとれた考え方となっています。</p>

	<p>低減の観点から閉じ込め機能が確保されていることが重要であり、これらの機能を有する保安のために必要な施設が性能維持施設と考える。</p> <p>よって、当該箇所の記載としては、「廃止措置対象施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、立案された核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置との関係において、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置期間中に保安のために必要な性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という。）」と追記すべきである。</p>	
30	<p>&lt;該当箇所&gt; 15頁 4行目</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>「原子炉施設解体引当金累積積立額」とあるが、原子力発電施設解体引当金制度は実用発電炉を対象とした制度であり、試験炉は対象となっていないため、実用発電炉とそれ以外で記載を別にすべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、当該規定の対象を実用発電用原子炉に限ることとします。</p>

2. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
	なし	

3. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
	なし	

4. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	<p>&lt;該当箇所&gt; 3頁 14行                      &lt;内容&gt;                      「1本店（本部）及び工場又は事業所における…」の「工場又は」について、もんじゅに特定した解釈では、「工場」の意味が曖昧なので、削除すべきではないか？</p>	<p>御指摘を踏まえ、「工場又は事業所」を「事業所」に修正します。</p>
2	<p>&lt;該当箇所&gt; 4頁 9行                      &lt;内容&gt;                      「明記されていること」から「明確にされていること」に変更されているが、審査内容が異なるのか？</p>	<p>御指摘の変更は、他箇所と表現の統一をしたものであり、内容に変更はありません。                      したがって、原案のとおりとします。</p>
3	<p>&lt;該当箇所&gt; 4頁 11から16行目                      &lt;内容&gt;                      「また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、…同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。」について、炉心等に燃料がある場合には、廃止措置計画の認可を受け原子炉の運転を停止する恒久的な措置を講じた場合でも、現研開炉規則第87条第3項第5号の2（改正案：研開炉規則第87条第3項第5号）の規定により、原子炉主任技術者の選任が必要であることとしている（「また…」よりも前の記載で、炉主任の選任のことを記載している）。                      そのため、「また」以降の記載は不要ではないか？</p>	<p>御指摘の「原子炉主任技術者の選任」につきましては、研開炉規則第90条において、原子炉等規制法第43条の3の26第1項の規定に基づき、炉ごとの選任を求めているものです。                      現研開炉規則第87条第3項第5号の2におきましては、保安規定に掲げる事項を規定しているものであり、当該条文にて原子炉主任技術者の選任を規定しているものではございません。                      なお、記載につきましては、文意を明確にする観点から、「同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。」について、「同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないことから、研開炉規則第87条第3項第5号に掲げる事項の記載は要しない。」に修正することとします。</p>
4	<p>&lt;該当箇所&gt; 4頁 11から16行目</p>	<p>御指摘を踏まえ、「機能停止措置を行った」は「運転を停止す</p>

	<p>&lt;内容&gt;  「また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、…同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。」について、本条文を残すとしても、「機能停止措置を行った」は、現条文の「運転を停止する恒久的な措置を講じた」と同義であること、「7 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置（研開炉規則第87条第3項第7号）」に「恒久的な措置」と記載があることから、5の変更は不要ではないか。</p>	<p>る恒久的な措置を講じた」に修正することとします。</p>
5	<p>・9ページの改正後欄の丸数字6の5行目「記載して」と同7行目「定められて」とは、どちらかに文言を統一したほうが良いと思います。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「参考として記載していること」を「参考として定められていること」に修正します。</p>
6	<p>・9ページの改正後欄の丸数字6の5行目「参考として」とは、当該内規を参考文献として引用する、ということの意味しているのですか？（内規を参考に適宜記載する、ということの意味しているのでは無くて。）</p>	<p>御指摘の箇所は、内規の内容を参考にして記載事項を定めるという趣旨です。</p>
7	<p>・9ページの改正後欄の最下行「申請者等」の「等」は申請者以外の誰を指しているのですか？</p>	<p>御指摘を踏まえ「申請者等」を「申請者」に修正します。</p>
8	<p>・9ページの改正後欄の最下行の「記載」がなされているものはどの書類ですか？</p>	<p>測定及び評価の方法の認可に係る申請書に記載されています。</p>
9	<p>&lt;該当箇所&gt; 11頁 9行  &lt;内容&gt;  「工場又は事業所の外への」の「工場又は」について、もんじゅに特定した解釈では、「工場」の意味が曖昧なので、削除すべきではないか？（「もんじゅ構内における」との記載が同じ条文にある。）</p>	<p>上記1で示した考え方を参照してください。</p>
10	<p>・11ページの改正後欄の14の丸数字4の「排気、排水等」の「等」は排気、排水以外の何を指しているのですか？</p>	<p>例えば固体廃棄物の管理、放射能濃度確認対象物の管理（クリアランス）など、放射性廃棄物の廃棄に伴う線量の低減に係る措置を指します。</p>
11	<p>&lt;該当箇所&gt; 12頁 3行  &lt;内容&gt;  「工場又は事業所の外への」の「工場又は」について、もんじゅに特定した解釈では、「工場」の意味が曖昧なので、削除すべきではないか？（「もんじゅ構内における」との記載が13-1にある。）</p>	<p>上記1で示した考え方を参照してください。</p>
12	<p>&lt;該当箇所&gt; 22頁 7行  &lt;内容&gt;  「もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置主任者」について、発電用原子炉主任技術者と廃止措置主任者の両方を選任する必要があるように読めるので、「もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者又は廃止</p>	<p>廃止措置段階において、燃料体が炉心等から取り出されていない場合は、発電用原子炉主任技術者を置く必要があります。また、廃止措置主任者については、発電用原子炉主任技術者が選任されていない場合に置くことを求めています。同時に存在することを妨げるものではありません。したがって、原案の</p>

	措置主任者」とすべきである。	とおりとします。
13	<p>・22ページの7行目「発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置主任者」は「発電用原子炉主任技術者（保安規定に発電用原子炉主任技術者について規定している場合に限る。）並びに廃止措置主任者（保安規定に廃止措置主任者について規定している場合に限る。」などとしたほうが良いと思います。4ページの改正後欄の丸数字4、5ページの改正後欄の丸数字5の記載によると、発電用原子炉主任技術者と廃止措置主任者の両者が同時に存在することは無いから。</p>	上記12で示した考え方を参照してください。

5. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	・2ページの改正後欄の最下行から上に4行目「具体的な方法について・・・定める」：具体的な体制については下位文書に定めてはならないということの意味しているかと理解してよろしいか？	御指摘の記載については、下位文書に定めてはならないという意味ではありません。
2	・2ページの改正後欄の最下行から上に3行目「下位文書」と3ページの改正後欄の4行目「2次文書、3次文書等」とは、文言を統一したほうが良いと思います。それぞれが同一のものを指しているのであれば。	御指摘を踏まえ「下位文書」に統一します。
3	・3ページの改正後欄の最下行から上に2行目等の「工場又は事業所」は「事業所」と記載したほうがよいと思います。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）は「工場」には当たらないから。	御指摘を踏まえ、「工場又は事業所」を「事業所」に修正します。
4	・6ページの改正後欄の丸数字6の「管理区域へ出入りする」：「管理区域へ出る」というのは日本語として適当ではないので、「管理区域から出る」という文意に沿うように記載の工夫をしたほうが良いと思います。	文意は明確であるため、原案のとおりとします。
5	・6ページの改正後欄の丸数字7の「搬出」と「運搬」との違いは何ですか？	「搬出」とは工場等から物品等を敷地の外部へ移動させることをいいます。 「運搬」とは工場等の内外問わず、物品等を現に保管している場所から特定の場所へ移動させることをいいます。
6	・7ページの改正後欄の4行目等の「放射性液体廃棄物」と18ページの改正後欄の12行目「液体状の放射性廃棄物」とは、どちらかに字句を統一したほうが良いと思います。それぞれが同一のものを指しているのであれば。	御指摘を踏まえ「放射性液体廃棄物」に統一します。
7	<p>&lt;該当箇所&gt; 21頁 6行</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）は、廃止措置段階の施設であることから、以下の廃止措置計画の審査に関する考え方に基づき、使用前事業者検査の対象となる設計及び工事の方法の認可の申請でなく、廃止措置計画の変更認可申請を行い実施することとなり、使用前事業者検査の適用は受けない。</p> <p>このため、以下のとおり変更すべきである。</p> <p>「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」 第4 基本的考え方</p>	<p>廃止措置段階においても専ら廃止措置を実施するためではない工事が実施される場合があり、当該工事に対する使用前事業者検査の実施について保安規定に定める必要があります。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

2 廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について」における「廃止措置を実施する上で施設の改造又は設置（以下「改造等」という。）が必要となった場合は、1 事業の変更の許可の申請並びに設計及び工事の方法並びに溶接の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項が廃止措置計画に定められ、2 その内容が再処理施設の現況や再処理維持基準規則等に照らして適切と認められるのであれば、認可を受けた廃止措置計画に定めるところにより当該改造等を行うことを認める。」

**【原案】**

19 再処理施設の施設管理（再処理規則第 17 条第 2 項第 20 号）

2 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

**【変更案】**

19 再処理施設の施設管理（再処理規則第 17 条第 2 項第 20 号）

2 定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

又は

2 使用前事業者検査（又は廃止措置計画に基づき実施する使用前事業者検査と同様の検査）及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和2年 3月 日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第 13112716 号） 別表第 1
- (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（原規規発第 17041919 号） 別表第 2
- (3) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（原規規発第 17041919 号） 別表第 3
- (4) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（原規規発第 17041921 号） 別表第 4
- (5) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（原規規発第 17041921 号） 別表第 5

#### 附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

別表第1 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I. はじめに</p> <p>1. 目的</p> <p>本審査基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく以下の許可を受けた者</p> <p>(略)</p> <p>及び以下の許可の取消し等に伴う措置に該当する者</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第43条の3の35</u>第1項（旧発電用原子炉設置者等）より提出された</p> <p>&lt;廃止措置計画の認可の申請&gt;</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第43条の3の34</u>第2項（発電用原子炉設置者）</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第43条の3の35</u>第2項（旧発電用原子炉設置者等）</p> <p>&lt;廃止措置計画の変更の認可の申請&gt;</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第43条の3の34</u>第3項（発電用原子炉設置者）</p> <p>において準用する法第12条の6第3項</p> <p>及び</p>	<p>I. はじめに</p> <p>1. 目的</p> <p>本審査基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく以下の許可を受けた者</p> <p>(略)</p> <p>及び以下の許可の取消し等に伴う措置に該当する者</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第43条の3の34</u>第1項（旧発電用原子炉設置者等）より提出された</p> <p>&lt;廃止措置計画の認可の申請&gt;</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第43条の3の33</u>第2項（発電用原子炉設置者）</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第43条の3の34</u>第2項（旧発電用原子炉設置者等）</p> <p>&lt;廃止措置計画の変更の認可の申請&gt;</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第43条の3の33</u>第3項（発電用原子炉設置者）</p> <p>において準用する法第12条の6第3項</p> <p>及び</p>

(略)

- ・法第43条の3の35第4項（旧発電用原子炉設置者等）  
において準用する法第12条の7第4項  
に係る審査の基準を示したものである。

## 2. 関連法令、訓令等

<試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の認可関連>

(略)

- ・法第43条の3の34第2項（認可）

(略)

- ・法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6  
第4項（認可の基準）

- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第16条の6（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）

(略)

<試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可関連>

(略)

- ・法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6  
第3項（認可）
- ・法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6

(略)

- ・法第43条の3の34第4項（旧発電用原子炉設置者等）  
において準用する法第12条の7第4項  
に係る審査の基準を示したものである。

## 2. 関連法令、訓令等

<試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の認可関連>

(略)

- ・法第43条の3の33第2項（認可）

(略)

- ・法第43条の3の33第3項において準用する法第12条の6  
第4項（認可の基準）

- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和33年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第16条の6（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）

(略)

<試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可関連>

(略)

- ・法第43条の3の33第3項において準用する法第12条の6  
第3項（認可）
- ・法第43条の3の33第3項において準用する法第12条の6

<p>第4項（認可の基準）</p> <p>（略）</p> <p>&lt;旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可関連&gt;</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法第43条の3の35</u>第2項（認可）</li> <li>・ <u>法第43条の3の35</u>第4項において準用する法第12条の7第5項（認可の基準）</li> <li>・ <u>試験炉規則第16条の12</u>において準用する<u>試験炉規則第16条の6</u>（申請書の記載事項等）</li> <li>・ <u>試験炉規則第16条の12</u>において準用する<u>試験炉規則第16条の9</u>（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）</li> </ul> <p>（略）</p> <p>&lt;旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可関連&gt;</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法第43条の3の35</u>第4項において準用する法第12条の7第4項（認可）</li> <li>・ <u>法第43条の3の35</u>第4項において準用する法第12条の7第5項（認可の基準）</li> <li>・ <u>試験炉規則第16条の12</u>において準用する<u>試験炉規則第16条の7</u>（申請書の記載事項等）</li> <li>・ <u>試験炉規則第16条の12</u>において準用する<u>試験炉規則第16</u></li> </ul>	<p>第4項（認可の基準）</p> <p>（略）</p> <p>&lt;旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可関連&gt;</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法第43条の3の34</u>第2項（認可）</li> <li>・ <u>法第43条の3の34</u>第4項において準用する法第12条の7第5項（認可の基準）</li> <li>・ <u>試験炉規則第16条の6</u>（申請書の記載事項等）</li> <li>・ <u>試験炉規則第16条の9</u>（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）</li> </ul> <p>（略）</p> <p>&lt;旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可関連&gt;</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法第43条の3の34</u>第4項において準用する法第12条の7第4項（認可）</li> <li>・ <u>法第43条の3の34</u>第4項において準用する法第12条の7第5項（認可の基準）</li> <li>・ <u>試験炉規則第16条の7</u>（申請書の記載事項等）</li> <li>・ <u>試験炉規則第16条の9</u>（原子力規制委員会規則で定める認可</li> </ul>
--	--

<p>条の9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準） （略）</p> <p>&lt;手数料関連&gt; （略）</p> <p>&lt;罰則関連&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第78条第5号の3（法第43条の3の2第2項及び<u>法第43条の3の34</u>第2項の規定に違反して廃止措置を講じた者に処する一年以下の懲役、百万円以下の罰金）</li> <li>・法第78条第5号の5（法第43条の3の3第2項及び<u>法第43条の3の35</u>第2項の規定に違反した者に処する一年以下の懲役、百万円以下の罰金）</li> </ul> <p>II. （略）</p> <p>III. 審査の基準</p> <p>1. 基本的考え方 （略）</p> <p>○ （略）</p> <p>○試験研究用等原子炉施設の廃止措置とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験炉規則第16条の9</li> </ul> <p>に定める、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることを<u>確認した措置</u>を指す。</p>	<p>の基準） （略）</p> <p>&lt;手数料関連&gt; （略）</p> <p>&lt;罰則関連&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第78条第5号の3（法第43条の3の2第2項及び<u>法第43条の3の33</u>第2項の規定に違反して廃止措置を講じた者に処する一年以下の懲役、百万円以下の罰金）</li> <li>・法第78条第5号の5（法第43条の3の3第2項及び<u>法第43条の3の34</u>第2項の規定に違反した者に処する一年以下の懲役、百万円以下の罰金）</li> </ul> <p>II. （略）</p> <p>III. 審査の基準</p> <p>1. 基本的考え方 （略）</p> <p>○ （略）</p> <p>○試験研究用等原子炉施設の廃止措置とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験炉規則第16条の9</li> </ul> <p>に定める<u>基準に適合する措置であって、廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることのみ</u>の要求事項となるが、申請書本文に核</p>
---	---

なお、試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査に当たっては、「○発電用原子炉施設の廃止措置とは」に記している発電用原子炉施設の廃止措置計画の審査と同様の確認を行う。

(略)

## 2. 申請書記載事項に対する審査基準

### (1) 解体対象となる施設及びその解体の方法

- ・試験炉規則第16条の6第1項第5号

(略)

#### 1) 解体する原子炉施設

(略)

また、旧原子炉設置者等による廃止措置については、廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者とみなされる。

こうしたことから、廃止措置計画に記載することとされている解体する原子炉施設については、原子炉に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定するとともに、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。

燃料物質の譲渡し方法及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法の記載が求められている。

なお、試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査に当たっては、「○発電用原子炉施設の廃止措置とは」に記している発電用原子炉施設の廃止措置計画の審査と同様の確認を行う。(表2に原子炉施設の廃止措置計画の認可の基準及び申請についてまとめる)

(略)

## 2. 申請書記載事項に対する審査基準

### (1) 解体対象となる施設及びその解体の方法

- ・試験炉規則第16条の6第1項第1号

(略)

#### 1) 解体する原子炉施設

(略)

また、旧原子炉設置者等による廃止措置については、廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについての確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者とみなされる。

こうしたことから、廃止措置計画に記載することとされている解体する原子炉施設については、対象原子炉施設に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定するとともに、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。

## 2) 解体の方法

原子炉施設の廃止措置は、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切（支障がないもの）であることが求められる。

すなわち、原子炉の運転を恒久的に停止した後は、まず、発電用原子炉にあっては原子炉の炉心からの使用済燃料の取出し、及び試験研究用等原子炉にあっては機能停止措置（原子炉における核分裂の発生能力を除去することにより原子炉の機能を停止させるための措置）が講じられる必要がある。

原子炉施設の解体撤去作業の実施に当たっては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、施設内に残存する放射性物質の種類、数量及び分布や放射性廃棄物の発生量を事前に評価した上で、解体撤去作業前の除染実施の検討や、放射性機器等の解体撤去時期の検討等により解体撤去の手順及び工法の選定がなされる必要がある。また、廃止措置の進捗に応じて、保安のために必要な原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の処理等に関する措置が講じられる必要がある。

ここで、原子炉施設の廃止措置は、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系統の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体撤去作業が、長期間をかけて行われる。

## 2) 解体の方法

原子炉施設の廃止措置は、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切（支障がないもの）であることが求められる。

すなわち、原子炉の運転を恒久的に停止した後は、先ず、○発電用原子炉の場合は、原子炉の炉心から使用済燃料を取り出し、○試験研究用等原子炉の場合は、機能停止措置（原子炉における核分裂の発生能力を除去することにより原子炉の機能を停止させるための措置）を講じ、

原子炉施設の解体撤去作業の実施に当たっては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、施設内に残存する放射性物質の種類、数量及び分布や放射性廃棄物の発生量を事前に評価した上で、解体撤去作業前の除染実施の検討や、放射性機器等の解体撤去時期の検討等により解体撤去の手順及び工法の選定がなされる必要がある。また、廃止措置の進捗に応じて、保安のために必要な原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の処理等に関する措置が講じられる必要がある。

ここで、原子炉施設の廃止措置は、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系統の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体撤去作業が、長期間をかけて行われる。

<p>こうしたことを踏まえ、 ○解体の方法においては、原子炉施設の廃止措置期間全体を見通し、以下のような段階とその段階ごとに講じる措置が示されていること。また、各工事の着手要件、完了要件が適切に設定されていること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>○発電用原子炉施設については、廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていることが、認可の基準となっていることから、申請に先立ち炉心から燃料を取り出していること。</p> <p>○<u>発電用原子炉施設</u>において、使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の<u>重大事故等対策設備</u>の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること。</p> <p>注) (略)</p> <p>(2) <u>廃止措置期間中に性能を維持すべき施設</u></p>	<p>こうしたことを踏まえ、<u>解体の方法</u>においては、原子炉施設の廃止措置期間全体を見通し、以下のような段階とその段階ごとに講じる措置が示されていること。また、各工事の着手要件、完了要件が適切に設定されていること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>○発電用原子炉施設については、廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていることが、認可の基準となっていることから、申請に先立ち炉心から燃料を取り出していること。</p> <p>○<u>発電用原子炉施設</u>において、使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の<u>重大事故対策設備</u>の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること。</p> <p>注) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

・試験炉規則第16条の6第1項第6号

・実用炉規則第116条第1項第6号

・開発炉規則第111条第1項第6号

公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置対象施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、立案された核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置との関係において、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という。）が、廃止措置期間を見通した廃止措置の段階ごとに適切に設定されており、性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方が示されていること。また、これに基づき選定された具体的な設備が施設区分ごとに示されていること。

(3) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその

性能を維持すべき期間

・試験炉規則第16条の6第1項第7号

・実用炉規則第116条第1項第7号

・開発炉規則第111条第1項第7号

(2) で選定された性能維持施設について、それぞれ位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。また、ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（以下単に「必要な仕様等」という。）が

(新設)

示されていること。

また、原子炉施設を解体する工事を実施するに当たって、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備において、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することが示されていること。

研究開発段階発電用原子炉にあつては、(2)で選定された性能維持施設について、技術上の基準により難い特別の事情がある場合は、当該事情を明らかにするとともに、発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法により性能維持施設を維持すること、必要な仕様等を満たすこと等が示されていること。

(4) 核燃料物質の管理及び譲渡し

- ・ 試験炉規則第16条の6第1項第8号
  - ・ 実用炉規則第116条第1項第8号
  - ・ 開発炉規則第111条第1項第8号
- (略)

(5) 核燃料物質による汚染の除去

- ・ 試験炉規則第16条の6第1項第9号
- ・ 実用炉規則第116条第1項第9号
- ・ 開発炉規則第111条第1項第9号

(2) 核燃料物質の管理及び譲渡し

- ・ 試験炉規則第16条の6第1項第2号
  - ・ 実用炉規則第116条第1項第6号
  - ・ 開発炉規則第111条第1項第6号
- (略)

(3) 核燃料物質による汚染の除去

- ・ 試験炉規則第16条の6第1項第3号
- ・ 実用炉規則第116条第1項第7号
- ・ 開発炉規則第111条第1項第7号

(略)

(6) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

- ・試験炉規則第16条の6第1項第10号
- ・実用炉規則第116条第1項第10号
- ・開発炉規則第111条第1項第10号

(略)

(7) 廃止措置の工程

- ・試験炉規則第16条の6第1項第11号
- ・実用炉規則第116条第1項第11号
- ・開発炉規則第111条第1項第11号

原子炉施設の廃止措置は、一般的に、原子炉からの核燃料の取り出し等の原子炉の機能停止、系統の隔離や密閉、原子炉施設の解体撤去等段階的に長期にわたり実施される。このような廃止措置期間中、原子炉施設の解体撤去に当たっては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理しつつ作業が実施されること。

(略)

(削る)

(略)

(4) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

- ・試験炉規則第16条の6第1項第4号
- ・実用炉規則第116条第1項第8号
- ・開発炉規則第111条第1項第8号

(略)

(5) 廃止措置の工程（試験研究用等原子炉施設は対象外）

(新設)

- ・実用炉規則第116条第1項第9号
- ・開発炉規則第111条第1項第9号

発電用原子炉施設の廃止措置は、一般的に、発電用原子炉からの核燃料の取り出し等の発電用原子炉の機能停止、系統の隔離や密閉、発電用原子炉施設の解体撤去等段階的に長期にわたり実施される。このような廃止措置期間中、発電用原子炉施設の解体撤去に当たっては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、保安のために必要な発電用原子炉施設を適切に維持管理しつつ作業が実施されること。

(略)

○試験研究用等原子炉施設については、添付書類（試験炉規則第16条の6第2項第1号）の中で、廃止措置の全体計画について記載すること。

注) 上記(1)から(7)までにおいて、工場又は事業所に複数の原子炉施設が設置されている場合においては、複数の原子炉施設のうちその一部の原子炉施設を廃止することが認められている。このような一部の原子炉施設の廃止の場合には以下に留意する。

①～③ (略)

(8) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

- ・ 試験炉規則第16条の6第1項第12号
- ・ 実用炉規則第116条第1項第12号
- ・ 開発炉規則第111条第1項第12号

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。

3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

(1) (略)

注) 上記(1)から(5)において、工場又は事業所に複数の原子炉施設が設置されている場合においては、複数の原子炉施設のうちその一部の原子炉施設を廃止することが認められている。このような一部の原子炉施設の廃止の場合には以下に留意する。

①～③ (略)

(新設)

3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

(1) (略)

(2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図  
 (削る)  
・試験炉規則第16条の6第2項第1号  
 (略)

(3)  
 1) ~ 2) (略)  
 3) 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量の評価  
 ①~③ (略)  
 ④廃止措置期間中に保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量の評価  
 廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量について被ばく線量が評価されていること。  
 この場合において、廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物の保管量が適切に設定されていること。また、保管廃棄施設の遮蔽設計、評価地点までの距離が適切に考慮されていること。

(4) (略)

(5) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

(2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図  
(試験研究用等原子炉施設は対象外)  
 (新設)  
 (略)

(3)  
 1) ~ 2) (略)  
 3) 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量の評価  
 ①~③ (略)  
 ④廃止措置期間中に保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量の評価  
 廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物に起因する直線線量とスカイシャイン線量について被ばく線量が評価されていること。  
 この場合において、廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物の保管量が適切に設定されていること。また、保管廃棄施設の遮蔽設計、評価地点までの距離が適切に考慮されていること。

(4) (略)

(5) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

・試験炉規則第16条の6第2項第4号

(略)

原子炉の機能停止時又は原子炉施設の解体撤去時に原子炉施設に残存する放射性物質（放射化放射性物質、汚染放射性物質及び原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物）の種類、数量及び分布が、原子炉の運転履歴等を基にした計算結果、測定結果等により、適切に評価されていること。

(6) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第5号
- ・実用炉規則第116条第2項第6号
- ・開発炉規則第111条第2項第6号

(削る)

(試験研究用等原子炉施設は対象外)

(新設)

(略)

発電用原子炉の機能停止時又は発電用原子炉施設の解体撤去時に発電用原子炉施設に残存する放射性物質（放射化放射性物質、汚染放射性物質及び発電用原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物）の種類、数量及び分布が、発電用原子炉の運転履歴等を基にした計算結果、測定結果等により、適切に評価されていること。

(6) 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設等及びその性能等並びにその性能等を維持すべき期間に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第1号
- ・実用炉規則第116条第2項第6号
- ・開発炉規則第111条第2項第6号

原子炉施設の廃止措置においては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、当該施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置が立案されていること。また、これら措置との関係において、維持すべき設備・機器及びその性能並びに必要な期間が、廃止措置期間を見通し適切に設定されていること。

原子炉の機能停止時又は原子炉施設の解体撤去時の残存放

性能維持施設の各設備等の維持管理、その他の安全対策について、性能を維持すべき期間にわたって以下の措置を講ずることが示されていること。

1) ～ 5) (略)

6) 検査・校正

性能維持施設の各設備、機器等及び廃止措置に伴い保安のために講じる措置等については、安全の確保上必要な機能及び性能を必要な期間中維持できるよう適切な頻度で検査・校正を行うこと。

7) (略)

○発電用原子炉施設においては、性能維持施設に係る維持管理方法が示されていること。また、性能維持施設の維持すべき性能が

・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

放射性物質の種類、数量及び分布の評価結果とそれらを踏まえて立案された施設の解体時期、解体作業範囲及びその手順（解体作業前除染、系統の隔離又は密封等、遮蔽体又は遠隔操作装置の活用等）等との関係において、維持管理すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間が、廃止措置の段階に応じ、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から示されていること。

この場合、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制等のために必要な設備の維持管理、その他の安全対策について、以下のような事項に関する措置が示されていること。

1) ～ 5) (略)

6) 検査・校正

廃止措置期間中に維持管理を必要とする原子炉施設の各設備、機器等及び廃止措置に伴い保安のために講じる措置等については、安全の確保上必要な機能及び性能を必要な期間中維持できるよう適切な頻度で検査・校正を行うこと。

7) (略)

○発電用原子炉施設においては、廃止措置期間中に維持管理すべき施設に係る維持管理方法について、

・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

<p>(平成25年原子力規制委員会規則第6号) <u>第二章及び第三章</u> <u>章</u></p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第10号) <u>第二章及び第三章</u></li> </ul> <p><u>の規定によらない場合は、その根拠を具体的に記載すること。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>(7) 廃止措置に要する<u>費用の見積り及びその資金の調達計画</u>に関する説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験炉規則第16条の6第2項第6号</li> <li>実用炉規則第116条第2項第7号</li> <li>開発炉規則第111条第2項第7号</li> </ul> <p>①廃止措置に要する費用</p> <p><u>原子炉施設解体に要する費用の見積もり総額が明示されていること。</u></p> <p>②資金調達計画</p> <p><u>実用発電用原子炉については、発電用原子炉施設解体引当金累積積立額が明示され、それを含めた費用の調達方法が明示されていること。</u></p>	<p>(平成25年原子力規制委員会規則第六号)</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第十号)</li> </ul> <p><u>に基づかない場合は、その根拠を具体的に記載すること。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>(7) 廃止措置に要する<u>資金の額及びその調達計画</u>に関する<u>説明書</u> <u>(試験研究用等原子炉施設は対象外)</u></p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実用炉規則第116条第2項第7号</li> <li>開発炉規則第111条第2項第7号</li> </ul> <p>①廃止措置に要する費用</p> <p><u>発電用原子炉施設解体に要する費用の見積もり総額が明示されていること。</u></p> <p>②資金調達計画</p> <p><u>発電用原子炉施設解体引当金累積積立額が明示され、それを含めた費用の調達方法が明示されていること。</u></p>
--	---

<p>(8) <u>廃止措置の実施体制に関する説明書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>試験炉規則第16条の6第2項第7号</u></li> <li>・<u>実用炉規則第116条第2項第8号</u></li> <li>・<u>開発炉規則第111条第2項第8号</u></li> </ul> <p>1)・2) (略)</p> <p>なお、<u>廃止措置の実施に当たりその監督を行う者</u>（以下「<u>廃止措置主任者</u>」という。）としては、表1記載の<u>者から選任</u>していることが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>表1 (略)</p>	<p>(8) <u>廃止措置の実施体制に関する説明書（試験研究用等原子炉施設は対象外）</u></p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実用炉規則第116条第2項第8号</u></li> <li>・<u>開発炉規則第111条第2項第8号</u></li> </ul> <p>1)・2) (略)</p> <p>なお、<u>廃止措置の実施に当たりその監督を行う者</u>としては、表1記載の<u>者</u>（以下「<u>廃止措置主任者</u>」という。）を<u>選任</u>していることが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>表1 (略)</p>
<p>(9) <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>試験炉規則第16条の6第2項第8号</u></li> <li>・<u>実用炉規則第116条第2項第9号</u></li> <li>・<u>開発炉規則第111条第2項第9号</u></li> </ul> <p>この項目には以下の記載が明示されていること。</p> <p>①<u>原子炉施設保安規定</u>において、事業者の代表者をトップマネジメントとする<u>品質マネジメントシステム</u>を定めること。</p> <p>② (略)</p>	<p>(9) <u>品質保証計画に関する説明書（試験研究用等原子炉施設は対象外）</u></p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実用炉規則第116条第2項第9号</u></li> <li>・<u>開発炉規則第111条第2項第9号</u></li> </ul> <p>この項目には以下の記載が明示されていること。</p> <p>①<u>発電用原子炉施設保安規定</u>において、事業者の代表者をトップマネジメントとする<u>品質保証計画</u>を定めること。</p> <p>② (略)</p>

③品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。

(削る)

③品質保証計画のもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。

表2. 廃止措置計画認可の基準及び申請内容

実用炉規則(ノ開発炉規則)	試験炉規則
(廃止措置計画の認可の基準)	(廃止措置計画の認可の基準)
第百十九条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	第十六条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、
一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。	
二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。	
三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。	
四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること。	廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。
(廃止措置計画の認可の申請)	(廃止措置計画の認可の申請)
第百十六条 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地	
三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称	
四 廃止措置対象施設及びその敷地	
五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法	一 解体する原子炉施設及びその解体の方法
六 核燃料物質の管理及び譲渡し	二 核燃料物質の譲渡しの方法
七 核燃料物質による汚染の除去	三 核燃料物質による汚染の除去の方法
八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄	四 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法
九 廃止措置の工程	
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料	
二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	
三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	二 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	三 廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	
六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書	一 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書
七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書	
八 廃止措置の実施体制に関する説明書	
九 品質保証計画に関する説明書	
十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面	四 前三号に掲げる書類のほか、原子力規制委員会が必要と認める書類

実用炉規則(ノ開発炉規則)	試験炉規則
(廃止措置計画の認可の基準)	(廃止措置計画の認可の基準)
<p>第百十九条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第十六条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、</p>
一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。	
二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。	
三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。	
四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること。	<p>廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。</p>
(廃止措置計画の認可の申請)	(廃止措置計画の認可の申請)
<p>第百十六条 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地	
三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称	
四 廃止措置対象施設及びその敷地	
五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法	一 解体する原子炉施設及びその解体の方法
六 核燃料物質の管理及び譲渡し	二 核燃料物質の譲渡しの方法
七 核燃料物質による汚染の除去	三 核燃料物質による汚染の除去の方法
八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄	四 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法
九 廃止措置の工程	
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料	
二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	
三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	二 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	三 廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	
六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書	一 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書
七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書	
八 廃止措置の実施体制に関する説明書	
九 品質保証計画に関する説明書	
十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面	四 前三号に掲げる書類のほか、原子力規制委員会が必要と認める書類

別表第2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 品質マネジメントシステム (研開炉規則第 87 条第 3 項第 2 号)</u></p> <p>① <u>品質マネジメントシステム (以下「QMS」という。) については、法第 43 条の 3 の 5 第 1 項若しくは第 43 条の 3 の 8 第 1 項の許可 (以下単に「許可」という。) 又は法第 43</u></p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 安全文化を醸成するための体制 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 2 号)</u></p> <p>① <u>機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</u></p> <p>② <u>保安の確保を最優先する価値観を機構の中で形成し、維持し、強化していく文化を継続的に醸成するための体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p><u>3 発電用原子炉施設の品質保証 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 3 号)</u></p> <p>① <u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 7 条の 3 から第 7 条の 3 の 7 及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 26 条の 2 か</u></p>

条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和年原子力規制委員会規則第号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（番号（令和年月日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。

具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

(削る)

ら第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。

② 品質保証に関する規定内容が、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制

② 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

3 廃止措置に係るQMS（研開炉規則第87条第3項第3号）

○ 2に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。

4 廃止措置を行う者の職務及び組織（研開炉規則第87条第3項第4号）※

※ 5に掲げる事項（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）を除く。

① 本店（本部）及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

（削る）

定（NISA-165a-04-3））を参考に定められていること。

③ 研開炉規則第71条に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書が、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で位置付けられていること。

4 廃止措置の品質保証（研開炉規則第87条第3項第4号）

○ 3に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。

5 廃止措置を行う者の職務及び組織（研開炉規則第87条第3項第5号）※

※ 6に掲げる事項（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）を除く。

① 廃止措置段階のもんじゅにおける保安活動に必要な組織について定められ、責任者その他の職位（研開炉規則第87条第3項第1号から第27号までに掲げる事項のいずれかに関する定めにおいて、その関わりが明記されているものに限る。）が、その職務の内容を明らかにして定められていること。委員会等を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関することが定められていること。

② ①の各職位は、その職務を遂行するに当たり、法令、廃止措置計画及び保安規定の定めを遵守することが明記され

② (略)

5 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け（研開炉規則第 87 条第 3 項第 5 号）

①～③ (略)

④ 発電用原子炉主任技術者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって発電用原子炉主任技術者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明確にされていること。

⑤ 燃料体が炉心等から取り出されている場合は、研開炉規則第 87 条第 3 項第 5 号に掲げる事項の記載を要しない。また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の運転を停止する恒久的な措置を講じた場合は、法第 43 条の 3 の 26 第 1 項の「発電用原子炉の運転」を行うものではなく、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないことから、研開炉規則第 87 条第 3 項第 5 号に掲げる事項の記載は要しない。

ていること。

③ (略)

6 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け（研開炉規則第 87 条第 3 項第 5 号の 2）

①～③ (略)

④ 発電用原子炉主任技術者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が兼任する他の職務によって発電用原子炉主任技術者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明記されていること。

⑤ 燃料体が炉心等から取り出されている場合は、研開炉規則第 87 条第 3 項第 5 号の 2 に掲げる事項の記載を要しない。また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の運転を停止する恒久的な措置を講じた場合は、法第 43 条の 3 の 26 第 1 項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は、同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。

しかし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任があり、施設内に核燃料物質が存在する場合に

⑥ 保安規定に発電用原子炉主任技術者について規定していない場合には、保安規定に、次のとおり、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。

I 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること

廃止措置主任者は、機構の理事長の下で、組織の長以上の職位の者が、一定の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、機構の理事長その他の経営責任者に対し、意見具申できる立場に配置することが定められていること。

廃止措置主任者に求められる資格は、次のとおりである。

i・ii (略)

は、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。

このため、保安規定に発電用原子炉主任技術者について規定していない場合には、保安規定に、次のとおり、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて明記されていることが望ましい。

I 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること

ここで、廃止措置主任者は、機構の理事長の下で、組織の長以上の職位の者が、一定の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、機構の理事長その他の経営責任者に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。

廃止措置主任者に求められる資格は、次のとおりである。

i・ii (略)

<p>II・III (略)</p> <p>IV 廃止措置主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が<u>他の職務を兼任するときは、他の職務によって廃止措置主任者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明確にされていること。</u></p> <p>V 廃止措置主任者の代行者を選任する場合は、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、<u>「I 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とされていること。</u></p> <p><u>6</u> 廃止措置を行う者に対する保安教育（研開炉規則第 87 条第 3 項第 6 号）</p> <p>① <u>もんじゅの運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）</u>について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③ <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p><u>7</u> 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置（研開炉規則第</p>	<p>II・III (略)</p> <p>IV 廃止措置主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が<u>兼任する他の職務によって廃止措置主任者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明記されていること。</u></p> <p>V 廃止措置主任者の代行者の選任する場合は、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、<u>I と同様の内容が明記されていること。</u></p> <p><u>7</u> 廃止措置を行う者に対する保安教育（研開炉規則第 87 条第 3 項第 6 号）</p> <p>① <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③ <u>協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p><u>8</u> 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置（研開炉規則第</p>
---	--

<p>87 条第 3 項第 7 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ もんじゅを恒久的に運転停止するために講ずべき措置について定められていること。具体的には <ul style="list-style-type: none"> <li>I (略)</li> <li>II <u>原子炉制御室の原子炉モードスイッチ</u>を運転及び起動に切り替えできないこと。</li> </ul> </li> </ul> <p>等が明確になっていること。</p> <p>8 発電用原子炉施設の運転の安全審査 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 8 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> </ul> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 9 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑤ (略)</li> <li>⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</li> <li>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</li> <li>⑧・⑨ (略)</li> <li>⑩ <u>役務を供給する事業者</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させるための措置が定められていること。</li> </ul> <p>10 排気監視設備及び排水監視設備 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 10 号)</p>	<p>87 条第 3 項第 7 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ もんじゅを恒久的に運転停止するために講ずべき措置について定められていること。具体的には <ul style="list-style-type: none"> <li>I (略)</li> <li>II <u>中央制御室の発電用原子炉モードスイッチ</u>を運転及び起動に切り替えできないこと。</li> </ul> </li> </ul> <p>等が明確になっていること。</p> <p>9 発電用原子炉施設の運転に関する安全審査 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 8 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> </ul> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 9 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑤ (略)</li> <li>⑥ 管理区域へ出入りする<u>所員</u>に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</li> <li>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき措置が定められていること。</li> <li>⑧・⑨ (略)</li> <li>⑩ <u>協力企業</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させるための措置が定められていること。</li> </ul> <p>11 排気監視設備及び排水監視設備 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 10 号)</p>
---	--

○ 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の18における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の12における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

11 線量、線量当量、汚染の除去等 (研開炉規則第87条第3項第11号)

① 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。

② 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の

① 気体状の放射性廃棄物の放出箇所、気体状の放射性廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに気体状の放射性廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

12 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去 (研開炉規則第87条第3項第11号)

① 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

- ③ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。
- ④ 研開炉規則第 73 条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
  
- ⑤ (略)
- ⑥ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 4 の 14 における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。
- ⑦ 法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請者において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする

- ② 管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。
- ③ 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について定められていること。また、研開炉規則第 73 条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

- ④ (略)  
(新設)

(新設)

<p><u>物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第4の14における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>12 <u>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</u> (研開炉規則第87条第3項第12号)</p> <p>① <u>放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)</u>の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>② <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の18における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>13 <u>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u> (研開炉規則</p>	<p>⑤ (略)</p> <p>13 <u>放射線測定器の管理</u> (研開炉規則第87条第3項第12号)</p> <p>① <u>放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。</u></p> <p>14 <u>発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置</u> (研開炉規則第87条第3項第13号)</p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、もんじゅの巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)</u>について定められていること。</p> <p>15 <u>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u> (研開炉規則</p>
--	---

第 87 条第 3 項第 13 号)

- ① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。

また、新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第 4 の 14 における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(削る)

14 放射性廃棄物の廃棄（研開炉規則第 87 条第 3 項第 14 号）

- ①・② (略)
- ③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。
- ④ ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。
- ⑤ (略)
- ⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の

第 87 条第 3 項第 14 号)

- ① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずることが定められ、貯蔵施設等についても定められていること。

- ② 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関することが定められていること。

- ③ 新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に際して、臨界に達しない措置等の保安のために講ずべき措置が定められていること。

16 放射性廃棄物の廃棄（研開炉規則第 87 条第 3 項第 15 号）

- ①・② (略)
- (新設)
- (新設)
- ③ (略)
- (新設)

<p><u>事業所</u>の外における廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>⑦ <u>放射性固体廃棄物の事業所</u>の外への運搬に関する行為（<u>事業所</u>の外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（新設）</p> <p>④ <u>法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考に、同条第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p> <p>⑤ <u>法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</u></p> <p>⑥ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-</u></p>
---	---

15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第 87 条第 3 項第 15 号)

- ① (略)
- ② 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
- ③ (略)
- ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。
- ⑤ (略)
- ⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。
  - I・II (略)
  - III 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。

⑦～⑨ (略)  
(削る)

1))) を参考として定められていること。

17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第 87 条第 3 項第 16 号)

- ① (略)
- ② 緊急事態が発生した場合における運転操作に関する規程類を作成することが定められていること。
- ③ (略)
- ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。
- ⑤ (略)
- ⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。
  - I・II (略)
  - III 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する作業員及び協力企業の作業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。

⑦～⑨ (略)

18 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(研開炉規則第 87 条第 3 項第 17 号) ※

	<p>※ <u>性能維持施設が存在しない場合を除く。</u></p> <p>○ <u>火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p>I <u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>II <u>火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。</u></p> <p>III <u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>IV <u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u></p> <p>V <u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>VI <u>持込物（可燃物）の管理に関すること。</u></p> <p>VII <u>その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>VIII <u>火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的</u></p>
--	---

<p>(削る)</p>	<p>に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。</p> <p>19 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 18 号) ※</p> <p>※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。</p> <p>○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合 (以下「内部溢水発生時」という。) における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>I 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。</p> <p>II 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>III 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</p> <p>IV 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>V I からIVまでに掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>VI I からVまでの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</p>
-------------	---

(削る)

20 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 (研開炉規則第 87 条第 3 項第 19 号) ※

※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。

① 重大事故に至るおそれのある事故 (運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。) 又は重大事故が発生した場合 (以下「重大事故等発生時」という。) における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

I 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

II 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員 (以下「対策要員」という。) を配置すること。

III 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

IV 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

V 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

i 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を

	<p><u>防止するための対策に関すること。</u></p> <p>ii <u>重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>iii <u>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>iv <u>重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>VI <u>I からVまでに掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>VII <u>I からVIまでの措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p>② <u>重大事故等発生時に講ずる措置が、認可された廃止措置計画（その認可の申請書に添付した書類を含む。）の内容に即して定められていること。</u></p> <p>21 <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（研開炉規則第 87 条第 3 項第 20 号）※</u></p> <p>※ <u>性能維持施設が存在しない場合を除く。</u></p> <p>① <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊</u></p>
--	--

	<p>が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、次に掲げることが定められていること。</p> <p><u>I 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>II 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>III 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。</u></p> <p><u>IV 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>V 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>i 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>ii 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び使用済燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p>
--	---

16 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置（研開炉規則第 87 条第 3 項第 16 号）\*

※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。

○ 本事項については、以下のような事項が明記されていること。

① 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第 43 条の 3 の 34 第 2 項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

I 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置すると

iii 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

VI I から V までに掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

VII I から VI までの措置について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

② 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置が、認可された廃止措置計画（その認可の申請書に添付した書類を含む。）の内容に即して定められていること。

（新設）

ともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

i 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ii 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）

又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

a 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。

iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するため

<p style="text-align: center;"><u>の対策に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</u></p> <p><u>III 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>IV その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>17 発電用原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告（研開炉規則第87条第3項第17号及び第18号）</p> <p>① もんじゅに係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適正</u>に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>22 発電用原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告（研開炉規則第87条第3項第21号及び第22号）</p> <p>① もんじゅに係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適切</u>に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>
---	---

② 研開炉規則第 62 条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

③ もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。

④・⑤ （略）

18 発電用原子炉施設の施設管理（研開炉規則第 87 条第 3 項第 19 号）

① 施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における保安のための措置に係る運用ガイド」（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。

② 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

（削る）

② 法第 43 条の 3 の 21 の規定による記録の管理について定められていること。

③ もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。

④・⑤ （略）

23 発電用原子炉施設の保守管理（研開炉規則第 87 条第 3 項第 23 号）

① 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 11 条第 1 項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 30 条第 1 項に掲げる保守管理について（内規）」（平成 20・12・22 原院第 3 号（平成 20 年 12 月 26 日原子力安全・保安院制定））において認められた JEAC4209-2007 又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。

② 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。

③ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。

<p>(削る)</p> <p>19 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有(研開炉規則第 87 条第 3 項第 20 号)</p> <p>○ (略)</p> <p>20 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開(研開炉規則第 87 条第 3 項第 21 号)</p> <p>①・② (略)</p> <p>21 廃止措置の管理(研開炉規則第 87 条第 3 項第 22 号)</p> <p>①・② (略)</p> <p>22 <u>その他必要な事項(研開炉規則第 87 条第 3 項第 23 号)</u></p> <p>① <u>日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項が定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>② <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質若しくは核燃料</u></p>	<p>④ <u>保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。</u></p> <p>24 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有(研開炉規則第 87 条第 3 項第 24 号)</p> <p>○ (略)</p> <p>25 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開(研開炉規則第 87 条第 3 項第 25 号)</p> <p>①・② (略)</p> <p>26 廃止措置の管理(研開炉規則第 87 条第 3 項第 26 号)</p> <p>①・② (略)</p> <p>27 <u>その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関して必要な事項(研開炉規則第 87 条第 3 項第 27 号)</u></p> <p>① <u>日常の品質保証の活動の結果を踏まえ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項が定められていること。</u></p> <p>② <u>保守管理について、必要な事項が定められていること。</u></p> <p>③ <u>品質マネジメントシステムの運用に当たって、安全文化が前提であることが示されていること。また、放射線防護の基本的考え方である ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則にのっとり、保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	
--	--

別表第3 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方 新旧対照表  
(案)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 本書に関係する主な法令</p> <p><u>法第43条の3の34第2項</u> (廃止措置計画の認可)</p> <p><u>法第43条の3の34</u>において準用する法第12条の6第3項 (廃止措置計画の変更の認可)</p> <p><u>法第43条の3の34第3項</u>において準用する法第12条の6第4項 (認可の基準)</p> <p>研開炉規則第110条 (廃止措置として行うべき事項)</p> <p>研開炉規則第111条 (廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>研開炉規則第112条 (廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>研開炉規則第114条 (廃止措置計画の認可の基準)</p> <p>第4 基本的考え方</p> <p>発電用原子炉施設の廃止措置は、廃止措置対象施設のリスクの低減を念頭に、安全に、かつ、可能な限り早期に完了されなければならない。</p> <p>もんじゅの廃止措置については、廃止が決定された時点で、燃料体が炉心等から取り出されていない状態であり、かつ、研究開発段</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 本書に関係する主な法令</p> <p><u>法第43条の3の33第2項</u> (廃止措置計画の認可)</p> <p><u>法第43条の3の33</u>において準用する法第12条の6第3項 (廃止措置計画の変更の認可)</p> <p><u>法第43条の3の33第3項</u>において準用する法第12条の6第4項 (認可の基準)</p> <p>研開炉規則第110条 (廃止措置として行うべき事項)</p> <p>研開炉規則第111条 (廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>研開炉規則第112条 (廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>研開炉規則第114条 (廃止措置計画の認可の基準)</p> <p>第4 基本的考え方</p> <p>発電用原子炉施設の廃止措置は、廃止措置対象施設のリスクの低減を念頭に、安全に、かつ、可能な限り早期に完了されなければならない。</p> <p>もんじゅの廃止措置については、廃止が決定された時点で、燃料体が炉心等から取り出されていない状態であり、かつ、研究開発段</p>

階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない特殊性がある。このため、研開炉規則及び研開炉技術基準規則を改正したところであるが、運用上なお残る課題については、廃止措置段階にあるもんじゅのリスク（以下単に「リスク」という。）の早期低減を図るため、次により対応する。

#### 1 廃止措置計画の申請について

特定研究開発段階発電用原子炉施設について廃止措置を講じようとする発電用原子炉設置者は、あらかじめ、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（法第 43 条の 3 の 34 第 2 項）。この廃止措置計画には、廃止措置の全期間を対象に、研開炉規則第 111 条第 1 項及び第 3 項に定める事項を定めることが求められるが、廃止措置の完了に長期間を要するため、廃止措置の全期間にわたり詳細な工程、方法等を具体的に記載することが困難であるなどの合理的な理由がある場合にあっては、廃止措置の主要な工程及び全体の見通し等に係る事項や、廃止措置期間中に詳細な方法等を定めることとする範囲やその時期など、申請者が講ずべき対応が廃止措置計画で明らかにされ、その内容が適切であれば、研開炉規則第 111 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たすと考える。

もんじゅの廃止措置では、燃料体を炉心等から取り出してリスクを低減する作業を、他に優先して実施しなければならない。こ

階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない特殊性がある。このため、研開炉規則及び研開炉技術基準規則を改正したところであるが、運用上なお残る課題については、廃止措置段階にあるもんじゅのリスク（以下単に「リスク」という。）の早期低減を図るため、次により対応する。

#### 1 廃止措置計画の申請について

特定研究開発段階発電用原子炉施設について廃止措置を講じようとする発電用原子炉設置者は、あらかじめ、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（法第 43 条の 3 の 33 第 2 項）。この廃止措置計画には、廃止措置の全期間を対象に、研開炉規則第 111 条第 1 項及び第 3 項に定める事項を定めることが求められるが、廃止措置の完了に長期間を要するため、廃止措置の全期間にわたり詳細な工程、方法等を具体的に記載することが困難であるなどの合理的な理由がある場合にあっては、廃止措置の主要な工程及び全体の見通し等に係る事項や、廃止措置期間中に詳細な方法等を定めることとする範囲やその時期など、申請者が講ずべき対応が廃止措置計画で明らかにされ、その内容が適切であれば、研開炉規則第 111 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たすと考える。

もんじゅの廃止措置では、燃料体を炉心等から取り出してリスクを低減する作業を、他に優先して実施しなければならない。こ

のため、もんじゅの廃止措置計画において廃止措置の全期間の全工程について詳細を定めることが困難な合理的な理由がある場合には、廃止措置の工程の全体像を示し、当面実施すべき工程について詳細を定めた廃止措置計画の認可の申請を認め、以後は、詳細を定めることができたものを追記するなどして逐次廃止措置計画の変更の認可を申請することを認める。

なお、廃止措置計画の複数の部分に変更が必要になった場合であって、認可の申請を部分ごとに行うことにつき合理的な理由があるときは、当該部分ごとに廃止措置計画の変更の認可を並行して申請することを認める。

2・3 (略)

第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（研開炉規則第111条第1項及び第3項）

申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。

なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、研開炉規則第112条第1項各号に掲げられているが、同項第1号から第4号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する研開炉規則第111条第1項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（研開炉規則第112条第1項第5号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

のため、もんじゅの廃止措置計画において廃止措置の全期間の全工程について詳細を定めることが困難な合理的な理由がある場合には、廃止措置の工程の全体像を示し、当面実施すべき工程について詳細を定めた廃止措置計画の認可の申請を認め、以後は、詳細を定めることができたものを追記するなどして逐次廃止措置計画の変更の認可を申請することを認める。

なお、廃止措置計画の複数の部分に変更が必要になった場合であって、認可の申請を部分ごとに行うことにつき合理的な理由があるときは、当該部分ごとに廃止措置計画の変更の認可を並行して申請することを認める。

2・3 (略)

第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（研開炉規則第111条第1項及び第3項）

申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。

なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、研開炉規則第112条第1項各号に掲げられているが、同項第1号から第4号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する研開炉規則第111条第1項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（研開炉規則第112条第1項第5号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

<p>1～9 (略)</p> <p>10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 (研開炉規則第 111 条第 1 項第 10 号) ①～③ (略)</p> <p>11 廃止措置の工程 (研開炉規則第 111 条第 1 項第 11 号) ①～③ (略)</p> <p>12 <u>廃止措置に係る品質マネジメント(研開炉規則第 111 条第 1 項第 11 号)</u> ○ <u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和 年原子力規制委員会規則第 号) を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。</u></p> <p>13 特定研究開発段階発電用原子炉にあっては、燃料体を炉心等から取り出す方法及び<u>時期</u>(研開炉規則第 111 条第 3 項) ①・② (略)</p>	<p>1～9 (略)</p> <p>10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 (研開炉規則第 111 条第 1 項第 9 号) ①～③ (略)</p> <p>11 廃止措置の工程 (研開炉規則第 111 条第 1 項第 10 号) ①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>12 特定研究開発段階発電用原子炉にあっては、燃料体を炉心等から取り出す方法及び<u>時期並びに施設定期検査を受けるべき時期</u> (研開炉規則第 111 条第 3 項) ①・② (略)</p>
--	---

(削る)

第6 申請書に添付する書類及びその記載事項に対する審査（研開炉規則第111条第2項及び第4項）

廃止措置計画の認可の申請書に添付する書類に、次の事項が示されていることを確認する。廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（研開炉規則第112条第2項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（研開炉規則第114条）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（研開炉規則第111条第2項第10号）。

1 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書又は既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料（研開炉規則第111条第2項第1号及び第4項）

(1) 燃料体が炉心等から取り出されていない場合

燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書が添付され、次の事項が示されていること。

①・② (略)

③ 特定研究開発段階発電用原子炉として施設定期検査を受けるべき時期が定められていること。当該時期については、可能な限り速やかに燃料体を取り出すことを念頭に技術的な検討を行った結果を踏まえて策定した点検計画等を基に定めたことが明らかにされていること。

第6 申請書に添付する書類及びその記載事項に対する審査（研開炉規則第111条第2項及び第4項）

廃止措置計画の認可の申請書に添付する書類に、次の事項が示されていることを確認する。廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（研開炉規則第112条第2項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（研開炉規則第114条）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（研開炉規則第111条第2項第10号）。

1 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書又は既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料（研開炉規則第111条第2項第1号及び第4項）

(1) 燃料体が炉心等から取り出されていない場合

燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書が添付され、次の事項が示されていること。

①・② (略)

<p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 廃止措置に要する<u>費用の見積り及びその資金の調達計画</u>に関する説明書 (研開炉規則第 111 条第 2 項第 7 号)</p> <p>○ (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u> (研開炉規則第 111 条第 2 項第 9 号)</p> <p>○ <u>品質マネジメントシステム</u>の下で性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが示されていること。</p> <p>第 7 (略)</p>	<p><u>③ 施設定期検査を受けるべき時期を定める根拠となった事実、資料、その他の技術的説明が示されていること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 廃止措置に要する<u>資金の額及びその調達計画</u>に関する説明書 (研開炉規則第 111 条第 2 項第 7 号)</p> <p>○ (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>品質保証計画に関する説明書</u> (研開炉規則第 111 条第 2 項第 9 号)</p> <p>○ <u>品質保証計画</u>の下で性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが示されていること。</p> <p>第 7 (略)</p>
---	---

別表第4 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>1 （略） （削る）</p> <p>2 <u>品質マネジメントシステム（再処理規則第17条第2項第2号）</u></p> <p>① <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第44条第1項の指定（以下単に「指定」という。）を受けたところ若しくは第44条の4第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところ又は第50条の5</u></p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>安全文化を醸成するための体制（再処理規則第17条第2項第2号）</u></p> <p>① <u>機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</u></p> <p>② <u>保安の確保を最優先する価値観を機構の中で形成し、維持し、強化していく文化を継続的に醸成するための体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>3 <u>再処理施設の品質保証（再処理規則第17条第2項第3号）</u></p> <p>① <u>「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全</u></p>

第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。

具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

(削る)

のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成 22・03・03 原院第 1 号（平成 22 年 3 月 17 日原子力安全・保安院制定（NISA-181c-10-1、NISA-191c-10-1、NISA-314c-10-1））において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。

② 品質保証に関する規定内容が、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成 16・03・04 原院第 3 号（平成 16 年 3 月 22 日原子力安全・保安院制

② 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその下位文書といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

3 廃止措置に係るQMS（再処理規則第17条第2項第3号）

○ 2に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。

4 廃止措置を行う者の職務及び組織（再処理規則第17条第2項第4号）\*

※ 5に掲げる事項（核燃料取扱主任者の職務の範囲等）を除く。

① 事業所における廃止措置段階の東海再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

(削る)

定（NISA-165a-04-3））を参考に定められていること。

③ 再処理規則第8条の10に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書が、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で位置付けられていること。

4 廃止措置の品質保証（再処理規則第17条第2項第4号）

○ 3に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。

5 廃止措置を行う者の職務及び組織（再処理規則第17条第2項第5号）\*

※ 6に掲げる事項（核燃料取扱主任者の職務の範囲等）を除く。

① 廃止措置段階の東海再処理施設における保安活動に必要な組織について定められ、責任者その他の職位（再処理規則第条第2項第1号から第28号までに掲げる事項のいずれかに関する定めにおいて、その関わりが明記されているものに限る。）が、その職務の内容を明らかにして定められていること。委員会等を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関することが定められていること。

② ①の各職位は、その職務を遂行するに当たり、法令、廃止

<p>② (略)</p> <p>5 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け (再処理規則第 17 条第 2 項第 5 号)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 核燃料取扱主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が<u>他の職務を兼任するときは、他の職務によって核燃料取扱主任者を補佐する業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明確にされていること。</u></p> <p>6 廃止措置を行う者に対する保安教育 (再処理規則第 17 条第 2 項第 6 号)</p> <p>① <u>東海再処理施設の廃止措置を行う者 (役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)</u> について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③ <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p><u>措置計画及び保安規定の定めを遵守することが明記されていること。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>6 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け (再処理規則第 17 条第 2 項第 6 号)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 核燃料取扱主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が<u>兼務する他の職務によって核燃料取扱主任者を補佐する業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</u></p> <p>7 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育 (再処理規則第 17 条第 2 項第 7 号)</p> <p>① <u>従業員及び協力企業の従業員</u> について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② <u>従業員及び協力企業の従業員</u> について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③ <u>協力企業の従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>④・⑤ (略)</p>
---	---

7 再処理設備本体（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置（再処理規則第 17 条第 2 項第 7 号）

○ （略）

8 保安上特に管理を必要とする設備の操作（再処理規則第 17 条第 2 項第 8 号）

① 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作に必要な操作員の確保について定められていること。

② 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。

③ 核燃料物質の臨界管理について定められていること。

④ 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。

⑤ 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。

⑥ 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

⑦ 東海再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構

8 再処理設備本体（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置（再処理規則第 17 条第 2 項第 8 号）

○ （略）

9 保安上特に管理を必要とする設備の操作（再処理規則第 17 条第 2 項第 9 号）

① 東海再処理施設の保安上特に管理が必要となる設備の操作及び当該操作に必要な操作員の確保について定められていること。

② 東海再処理施設の保安上特に管理が必要となる設備の操作及び管理に係る規程類を作成することが定められていること。

（新設）

③ 操作員の引継時及び設備操作前に実施すべき対応並びに地震・火災等発生時に講ずべき措置について定められており、これらの対応及び措置に関する手順書等の策定についても定められていること。

（新設）

（新設）

（新設）

成及び審議事項について定められていること。

(削る)

9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等（再処理規則第17条第2項第9号）

①・② （略）

③ 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

④・⑤ （略）

⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。

⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。

⑧・⑨ （略）

⑩ 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

10 再処理施設の操作に関する安全審査（再処理規則第17条第2項第10号）

○ 東海再処理施設の保安に関する重要事項及び東海再処理施設の保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。

11 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等（再処理規則第17条第2項第11号）

①・② （略）

③ 管理区域のうち特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

④・⑤ （略）

⑥ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。

⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき措置が定められていること。

⑧・⑨ （略）

⑩ 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

10 排気監視設備及び海洋放出監視設備（再処理規則第 17 条第 2 項第 10 号）

- 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 4 の 20 における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 4 の 12 における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

11 線量、線量当量、汚染の除去等（再処理規則第 17 条第 2 項第 11 号）

- ① 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。
- ② 国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の

12 排気監視設備及び海洋放出監視設備（再処理規則第 17 条第 2 項第 12 号）

- ① 気体状の放射性廃棄物の放出箇所に係る設備の保守管理について定められていること。

- ② 放射性液体廃棄物の放出箇所に係る設備の保守管理について定められていること。

13 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去（再処理規則第 17 条第 2 項第 13 号）

- ① 放射線業務従事者の受ける線量について、線量限度を超えないよう監視することが定められていること。

(新設)

精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

③ (略)

④ 再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

⑤ (略)

⑥ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示) (平成20・04・21 原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第4の14における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

⑦ (略)

12 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法(再処理規則第17条第2項第12号)

① 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が

② (略)

③ 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について定められていること。また、再処理規則第9条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

④ (略)

(新設)

⑤ (略)

14 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法(再処理規則第17条第2項第14号)

① 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。

<p>定められていること。</p> <p>② <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の19における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>13 <u>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（再処理規則第17条第2項第13号）</u></p> <p>○ <u>東海再処理施設構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵（使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。）に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p>また、使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事</p>	<p>(新設)</p> <p>② <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。</u></p> <p>15 <u>再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置（再処理規則第17条第2項第15号）</u></p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、東海再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について定められていること。</u></p> <p>16 <u>再処理施設の施設定期自主検査（再処理規則第17条第2項第16号）</u></p> <p>○ <u>実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</u></p> <p>17 <u>核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱い（再処理規則第17条第2項第17号）</u></p> <p>① <u>東海再処理施設構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずることが定められ、貯蔵施設等についても定められていること。</u></p>
--	---

業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(削る)

14 放射性廃棄物の廃棄（再処理規則第17条第2項第14号）

①・② (略)

③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等。ただし海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。）について定められていること。なお、この事項は、第4の15における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。

④ ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。

⑤ (略)

⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外における廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。

⑦ 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定

② 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関することが定められていること。

③ 核燃料物質及び使用済燃料の事業所外への運搬に際して、臨界に達しない措置等の保安のために講ずべき措置が定められていること。

18 放射性廃棄物の廃棄（再処理規則第17条第2項第18号）

①・② (略)

(新設)

(新設)

③ (略)

(新設)

(新設)

められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

- ⑧ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」を参考として記載していること。

15 海洋放出口周辺海域等の放射線管理（再処理規則第17条第2項第15号）

- ① （略）
- ② 海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。なお、この事項は、第4の14における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。

16 非常の場合に講ずべき処置（再処理規則第17条第2項第16号）

- ① （略）
- ② 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
- ③ （略）
- ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。

- ④ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについて、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定めていること。

19 海洋放出口周辺海域等の放射線管理（再処理規則第17条第2項第19号）

- 〇 （略）  
（新設）

20 非常の場合に採るべき処置（再処理規則第17条第2項第20号）

- ① （略）
- ② 緊急事態が発生した場合における操作に関する規程類を作成することが定められていること。
- ③ （略）
- ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。

と。

⑤ (略)

⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。

I・II (略)

III 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。

⑦ (略)

⑧ 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

⑨ (略)

(削る)

⑤ (略)

⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。

I・II (略)

III 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する作業員及び協力企業の作業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。

⑦ (略)

⑧ 緊急事態を発生させた事象が収束したときは緊急時体制を解除することが定められていること。

⑨ (略)

21 廃止措置期間中における初期消火活動のための体制の整備（再処理規則第 17 条第 2 項第 21 号）

① 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材の備付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに当該評価の結果に基づく必要な措置について定められていること。

② 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容につ

(削る)

いては、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈(内規)」(平成20・06・11原院第2号(平成20年6月20日原子力安全・保安院制定(NISA-131c-08-28)))のうち、再処理規則第12条の3及び第17条第2項第21号に係る部分を参考として定められていること。

22 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備(再処理規則第17条第2項第22号)※

※ 廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。

① 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過度変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における東海再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

I 重大事故等発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

II 重大事故等発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)を配置すること。

III 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

IV 重大事故等発生時における東海再処理施設の保全の

	<p><u>ための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>V 重大事故等発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する規程類を定め、これを対策要員に遵守させること。</u></p> <p><u>i 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>ii 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iii 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iv 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（iiiに掲げるものを除く。）。</u></p>
--	--

<p>(削る)</p>	<p>v. <u>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>vi. <u>重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（i から v までに掲げるものを除く。）。</u></p> <p>vii. <u>I から V までに掲げるもののほか、重大事故等発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>viii. <u>I から VI までの措置について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</u></p> <p>② <u>重大事故等発生時に講ずる措置が、認可された廃止措置計画（その認可の申請書に添付した書類を含む。）の内容に即して定められていること。</u></p> <p>23 <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備（再処理規則第 17 条第 2 項第 23 号）※</u></p> <p>※ <u>廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。</u></p> <p>① <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる東海再処理施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における東海再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p>
-------------	---

	<p><u>に関して、次に掲げることが定められていること。</u></p> <p><u>I 大規模損壊発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>II 大規模損壊発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>III 大規模損壊発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>IV 大規模損壊発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>V 大規模損壊発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>i 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>ii 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び使用済燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iii 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>VI I から V までに掲げるもののほか、大規模損壊発生時における東海再処理施設の保全のための活動を行う</u></p>
--	--

17 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置（再処理規則第 17 条第 2 項第 17 号）※

※ 廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。

① 指定若しくは許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第 50 条の 5 第 2 項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

I 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

i 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまで

ために必要な体制を整備すること。

VII I から VI までの措置の内容について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

② 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置が、認可された廃止措置計画（その認可の申請書に添付した書類を含む。）の内容に即して定められていること。

（新設）

に行う活動に関すること。

ii 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

a 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

b 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は放射性液体廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

c 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

d 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

e 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止

<p> <u>するための対策に関すること。</u>  <u>f 重大事故等発生時における放射性物質の漏えい</u>  <u>を防止するための対策に関すること（前各</u>  <u>号に掲げるものを除く。）。</u>  <u>g 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関</u>  <u>すること。</u>  <u>iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝</u>  <u>突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模</u>  <u>な損壊（以下「大規模損壊」という。）</u>  <u>a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発</u>  <u>生した場合における消火活動に関すること。</u>  <u>b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設</u>  <u>備の水位を確保するための対策及び使用済燃</u>  <u>料の著しい損傷を緩和するための対策に関す</u>  <u>ること。</u>  <u>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出</u>  <u>を低減するための対策に関すること。</u>  <u>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対す</u>  <u>る教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大</u>  <u>規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能</u>  <u>を維持するための活動を行う要員に対する教育及び</u>  <u>訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施す</u>  <u>ること。</u> </p>	
--	--

<p><u>III 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>IV その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>18 再処理施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告（再処理規則第17条第2項第18号及び第19号）</p> <p>① 東海再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適正</u>に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>② <u>再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</u></p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>19 <u>再処理施設の施設管理（再処理規則第17条第2項第20号）</u></p> <p>① <u>施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における保安のための措置に係る運用ガイド」（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後</u></p>	<p>24 再処理施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告（再処理規則第17条第2項第24号及び第25号）</p> <p>① 東海再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適切</u>に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>② <u>法第47条の規定による記録の管理について定められていること。</u></p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。

② 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

20 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有（再処理規則第 17 条第 2 項第 21 号）

○ （略）

21 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開（再処理規則第 17 条第 2 項第 22 号）

①・② （略）

22 廃止措置の管理（再処理規則第 17 条第 2 項第 23 号）

①・② （略）

23 その他必要な事項（再処理規則第 17 条第 2 項第 24 号）

① 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

（削る）

（削る）

25 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有（再処理規則第 17 条第 2 項第 26 号）

○ （略）

26 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開（再処理規則第 17 条第 2 項第 27 号）

①・② （略）

27 廃止措置の管理（再処理規則第 17 条第 2 項第 28 号）

①・② （略）

28 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関して必要な事項（再処理規則第 17 条第 2 項第 29 号）

① 日常の品質保証の活動の結果を踏まえ、東海再処理施設に係る保安に関し必要な事項が定められていること。

② 保守管理について、必要な事項が定められていること。

③ 品質マネジメントシステムの運用に当たって、安全文化が前提であることが示されていること。また、放射線防護の基本的考え方である ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則にのっとり、保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。

<p>② <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

別表第5 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方  
新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義等</p> <p>1 法令の略称</p> <p>本書で用いる法令の略称は、次のとおりである。</p> <p>法 (略)</p> <p>再処理規則 (略)</p> <p>再処理維持基準規則 <u>再処理施設の技術基準に関する規則</u> <u>(令和 年原子力規制委員会規則</u> <u>第 号)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（再処理規則第19条の5第1項及び第3項）</p> <p>申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。</p> <p>なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、再処理</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義等</p> <p>1 法令の略称</p> <p>本書で用いる法令の略称は、次のとおりである。</p> <p>法 (略)</p> <p>再処理規則 (略)</p> <p>再処理維持基準規則 <u>再処理施設の性能に係る技術基準に</u> <u>関する規則（平成25年原子力規制委</u> <u>員会規則第29号）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（再処理規則第19条の5第1項及び第3項）</p> <p>申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。</p> <p>なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、再処理</p>

規則第 19 条の 6 第 1 項各号に掲げられているが、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する再処理規則第 19 条の 5 第 1 項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（再処理規則第 19 条の 6 第 1 項第 4 号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

1～10 （略）

（削る）

11 廃止措置に係る品質マネジメント（再処理規則第 19 条第 11 号）

○ 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）を踏まえ、事業指定申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。ま

規則第 19 条の 6 第 1 項各号に掲げられているが、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する再処理規則第 19 条の 5 第 1 項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（再処理規則第 19 条の 6 第 1 項第 4 号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

1～10 （略）

11 特定再処理施設にあっては、施設定期検査を受けるべき時期（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 11 号）

○ 特定再処理施設として施設定期検査を受けるべき時期が定められていること。また、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程又は特定廃液の固型化その他の処理の工程を可能な限り速やかに完了させることを念頭に技術的な検討を行った結果を踏まえて点検計画等が策定され、施設定期検査を受けるべき時期が定められていること。

（新設）

た、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。

12・13 (略)

第6 申請書に添付する書類及びその記載事項に対する審査（再処理規則第19条の5第2項及び第4項）

廃止措置計画の認可の申請書に添付する書類に、次の事項が示されていることを確認する。廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（再処理規則第19条の6第2項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（再処理規則第19条の8）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（再処理規則第19条の5第2項第10号）。

1 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書、特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書又は既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料（再処理規則第19条の5第2項第1号並びに第4項第1号及び第2号）

(1) 回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていない場合

回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書が添付され、次の事項が記載されているこ

12・13 (略)

第6 申請書に添付する書類及びその記載事項に対する審査（再処理規則第19条の5第2項及び第4項）

廃止措置計画の認可の申請書に添付する書類に、次の事項が示されていることを確認する。廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（再処理規則第19条の6第2項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（再処理規則第19条の8）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（再処理規則第19条の5第2項第10号）。

1 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書、特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書又は既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料（再処理規則第19条の5第2項第1号並びに第4項第1号及び第2号）

(1) 回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていない場合

回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書が添付され、次の事項が記載されているこ

と。なお、特定廃液の固型化その他の処理の工程を完了し、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されていないときは、そのことを明らかにする資料も添付されていること。

①・② (略)

(削る)

(2) 特定廃液が廃液槽に保管廃棄されている場合

特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書が添付され、次の事項が示されていること。

①・② (略)

(削る)

(3) (略)

2～6 (略)

7 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書(再処理規則第19条の5第2項第7号)

○ (略)

8 (略)

9 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書(再処理規則第19条の5第2項第9号)

○ 品質マネジメントシステムの下で性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが示されていること。

と。なお、特定廃液の固型化その他の処理の工程を完了し、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されていないときは、そのことを明らかにする資料も添付されていること。

①・② (略)

③ 施設定期検査を受けるべき時期を定める根拠となった事実、資料、その他の技術的説明が示されていること。

(2) 特定廃液が廃液槽に保管廃棄されている場合

特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書が添付され、次の事項が示されていること。

①・② (略)

③ 施設定期検査を受けるべき時期を定める根拠となった事実、資料、その他の技術的説明が示されていること。

(3) (略)

2～6 (略)

7 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書(再処理規則第19条の5第2項第7号)

○ (略)

8 (略)

9 品質保証計画に関する説明書(再処理規則第19条の5第2項第9号)

○ 品質保証計画の下で性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが示されていること。

第7 (略)

第7 (略)